

周南市「週休2日モデル工事」試行要領

(趣旨)

第1条 本要領は、建設業の働き方改革の推進を図るために試行する「週休2日モデル工事」(以下「モデル工事」という。)の実施に必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所が行われた状態をいう。

(2) 対象期間

現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3条 現場作業を行う期間が1ヶ月以上で設計金額が3,000万円以上の土木系工事(土木等一般工事(港湾工事については別に定める)、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事)を対象とする。ただし、緊急を要する工事、施工時期等に制約がある工事は対象外とする。

(発注方式)

第4条 次の各号いずれかによる方式を基本とする。

(1) 発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望型

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

(発注方法)

第5条 モデル工事の発注方法については、次の各号による。

(1) 発注者は、モデル工事の発注にあたって、現場説明書(鑑)に「週休2日モデル工事

(発注者指定型または受注者希望型)の対象工事」である旨を明示する。

- (2) モデル工事の発注時の工期については、「標準工期試算式(山口県設計標準歩掛表【運用編】)」又は「積上げ法(山口県設計標準歩掛表【運用編】)」により算定し、設定することを原則とする。

(実施方法)

第6条 モデル工事の実施方法については、次の各号による。

- (1) 発注者指定型においては、契約後、受注者が作成した「工事工程表」を基に、受発注者間で、工事工程のクリティカルパス等を共有するものとする。
- (2) 受注者希望型の受注者は、契約後速やかに「週休2日」の実施希望の有無について、発注者に書面で協議するものとする。なお、「週休2日」の実施を希望する場合は、施工計画書の提出までに必要工期について発注者と協議するものとする。
- (3) 発注者は、受注者から必要工期について協議があった場合は、妥当性を確認し、「週休2日」を実施するために工期の延伸が必要と認められる場合は速やかに工期延伸に係る契約変更を行うものとする。

なお、工程の変更理由が次に掲げるような受注者の責によらない場合についても従前のおり、適切に工期の変更を行う。

ア 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

イ 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

ウ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

エ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

オ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(補正方法等)

第7条 発注者は、精算時に現場閉所の実績を実施工程表等により確認し、「週休2日(4週8休以上)」もしくは「4週6休以上」を達成できたと認められる場合には、次のとおり所要の経費を補正した上で契約変更を行う。

- (1) 発注者指定型における補正方法

週休2日(4週8休以上)を達成できたと認められる場合にのみ、次の各費用にそれぞれ補正係数を乗じるものとする。

- ・労務費 1.05
- ・機械経費(賃料) 1.04
- ・共通仮設費率 1.04
- ・現場管理費率 1.06

- (2) 受注者希望型における補正方法

現場閉所の状況に応じ、次の各費用にそれぞれ補正係数を乗じるものとする。ただし、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかったものについては、補正の対象としない。

ア 4週8休以上(現場閉所率28.5%(8/28日)以上)

- ・労務費 1.05
- ・機械経費(賃料) 1.04
- ・共通仮設費率 1.04

- ・現場管理費率 1.06
- イ 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7／28日）以上28.5%未満）
 - ・労務費 1.03
 - ・機械経費（賃料） 1.03
 - ・共通仮設費率 1.03
 - ・現場管理費率 1.04
- ウ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6／28日）以上25%未満）
 - ・労務費 1.01
 - ・機械経費（賃料） 1.01
 - ・共通仮設費率 1.02
 - ・現場管理費率 1.03

（工事成績評定への反映）

第8条 工事成績評定は、次のとおり行う。

- (1) 発注者は、対象期間内に、発注者指定型については「週休2日（4週8休以上）」、受注者希望型については「4週6休以上」の達成が確認された場合に、工事成績評定の考査項目別運用表の「工程管理A」と「工程管理B」において評価を行う。
- (2) 発注者指定型では、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合については、内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。
- (3) 受注者希望型では、受注者の責において週休2日を達成できなかった場合であっても減点を行わない。
- (4) 提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

（アンケート調査）

第9条 受注者は、工事完成后14日以内に別に定めるアンケート調査に回答し、発注者に提出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。